

地域建設業を取り巻く状況・課題 (参考資料)

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

■ **基本理念の追加**：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**(予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等)を明確化

■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

○公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定

○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

■ **ダンピング対策の強化**(入札金額内訳書の提出)

■ **公共工事の適正な施工**(施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大)

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

○低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

○発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

■ **建設工事の担い手の育成・確保**(建設業者団体や国土交通大臣の責務)

■ **適正な施工体制確保の徹底**(解体工事業の新設、暴力団排除の徹底)

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

○技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

○経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価
○主任技術者の資格要件の緩和 等

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

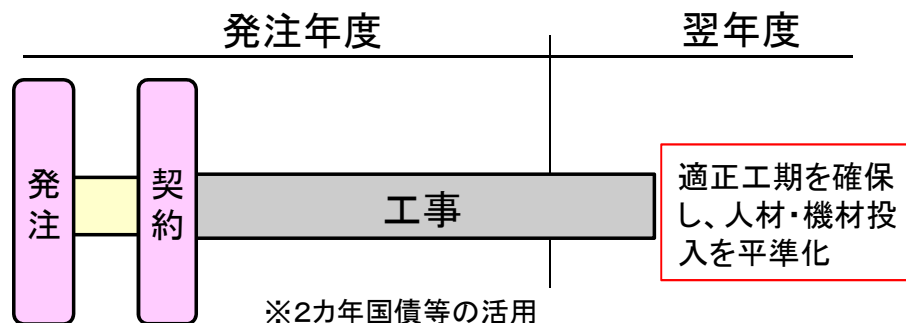
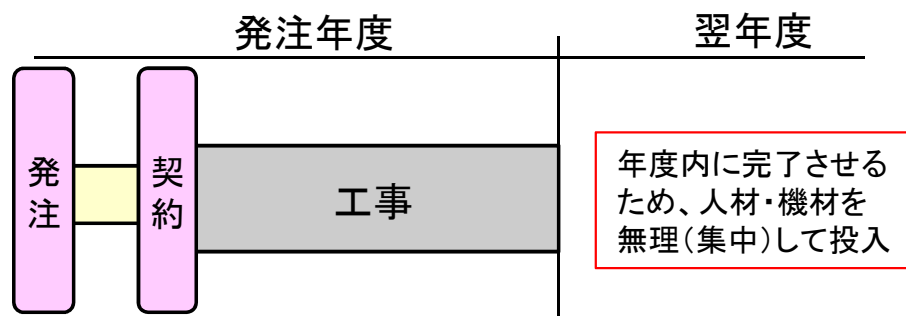
各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

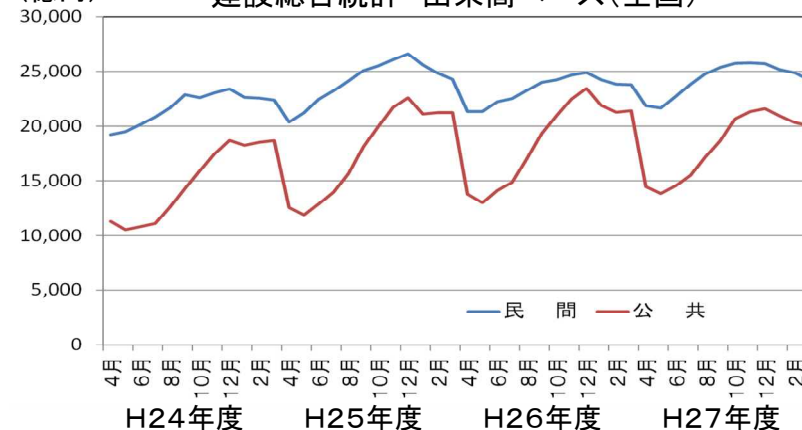
- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、2カ年国債の活用などにより、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。

発注年度で事業を終えなければならないという 既成概念の打破



無理に年度内完了とせず、必要な工期を確保

(億円) 建設総合統計 出来高ベース(全国)



出典: 建設総合統計

- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知(H27.12.25)
- 2カ年国債の活用(H27-28: 約200億、H28-29: 約700億)
- 早期発注等により平成28年1~3月の新規工事契約件数は、前年同時期に比べて**約1.3倍**に

直轄新規工事契約件数(1-3月)



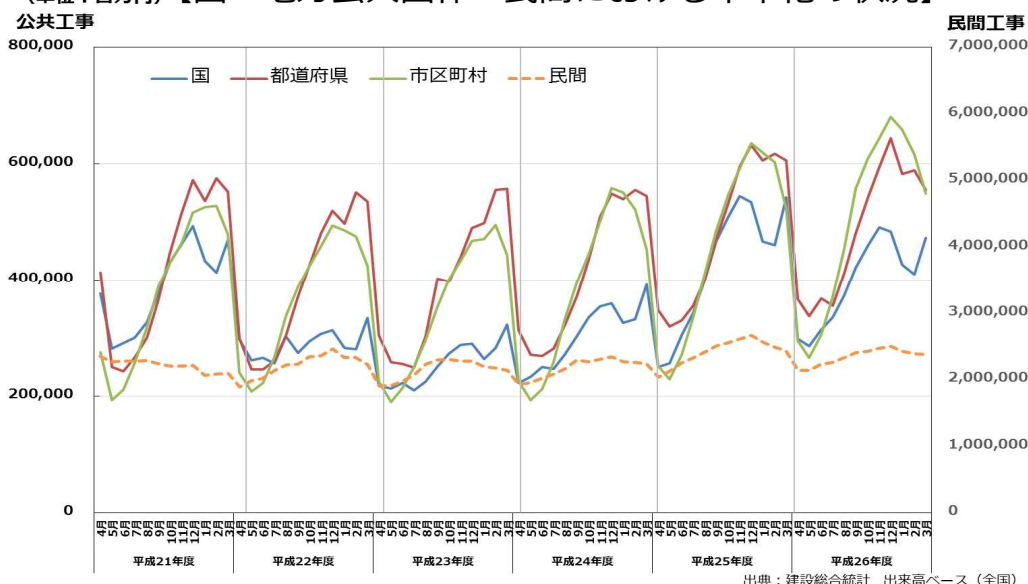
**閑散期の工事の落ち込みが
一定程度改善の見込み**

- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携して、自治体に繰り返し要請(H28.2.17、H28.1.22、H27.4.24等)
- 平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表(H28.4)

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

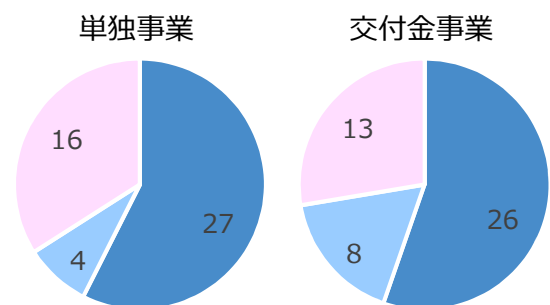
- H26.12 都道府県の平準化に関する取組や課題を調査
- H27.2 総務省と連名で地方公共団体に対し、平準化等について要請
- H27.4 地方公共団体に対し、平準化に取り組まれるよう通知
- H27.11 都道府県の平準化に関する取組や課題を調査
- H27.11 都道府県と、債務負担行為の積極的な活用や市町村の平準化に向けた助言等を通じて、さらなる平準化に努める旨を申し合わせ
- H28.1 総務省と連名で地方公共団体に対し、平準化等について要請
- H28.2 総務省と連名で地方公共団体に対し、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であることなどについて通知
- H28.4 地方公共団体が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

（単位：百万円）【国・地方公共団体・民間における平準化の状況】



H28. 2時点の都道府県の取組状況

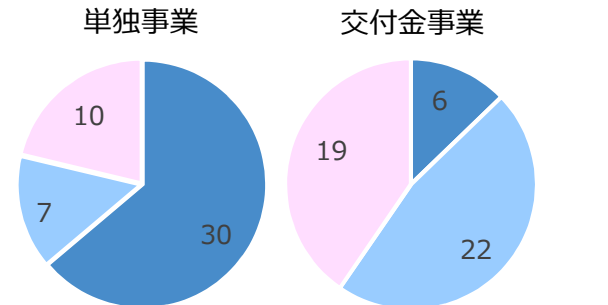
<平準化を踏まえた債務負担行為の活用>



- : 27年度で実施し、28年度でも実施予定
- : 27年度で実施していないが、28年度から実施予定または実施する方向で検討
- : 実施していない

※「実施していない」には、27年度、28年度において債務負担を設定する事業がなかった場合も含まれる。

<平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用>



<地方公共団体の課題・ニーズ>

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することが可能なことを明らかにしてほしい
→ H28.2に、総務省と連名で地方公共団体に対し、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であることなどについて通知
- 前例のない取組については、庁内の調整が難しい
→ H28.4に、平準化の先進事例をとりまとめた事例集を作成
- 財政部局の理解が重要
- 職員のマンパワーが不足している

- 施工時期等の平準化については、地方公共団体から他団体の取組事例を参考にしたいとの声が寄せられたことから、地方公共団体に取り組む平準化の先進事例をとりまとめ、本年4月に公表。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

※【 】内は先進事例として取り上げられた都道府県

① (さ) 債務負担行為の活用【栃木、静岡、岐阜、鳥取、島根、佐賀、熊本】

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）【福島、長野、奈良】

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続【福島、群馬、山梨、和歌山、島根、高知】

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し【埼玉】

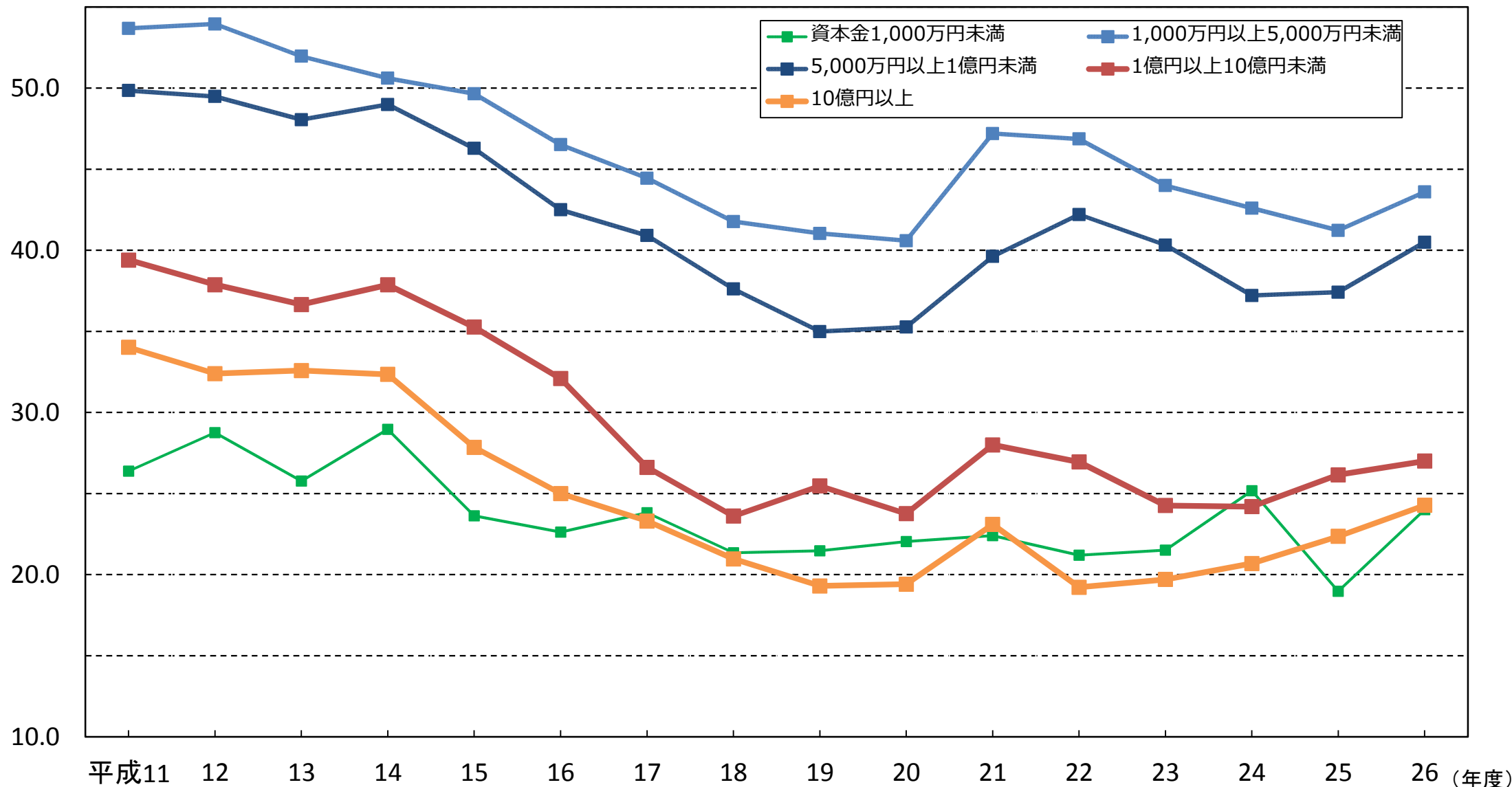
発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）【茨城、埼玉、滋賀、京都】

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

元請完成工事高に占める公共工事のシェアの推移

- 足許では、資本金の多寡にかかわらず、公共工事のシェアは増加基調。
- 中でも、資本金1,000万以上1億円未満の階層では、公共工事が40%以上のシェアを占めている。



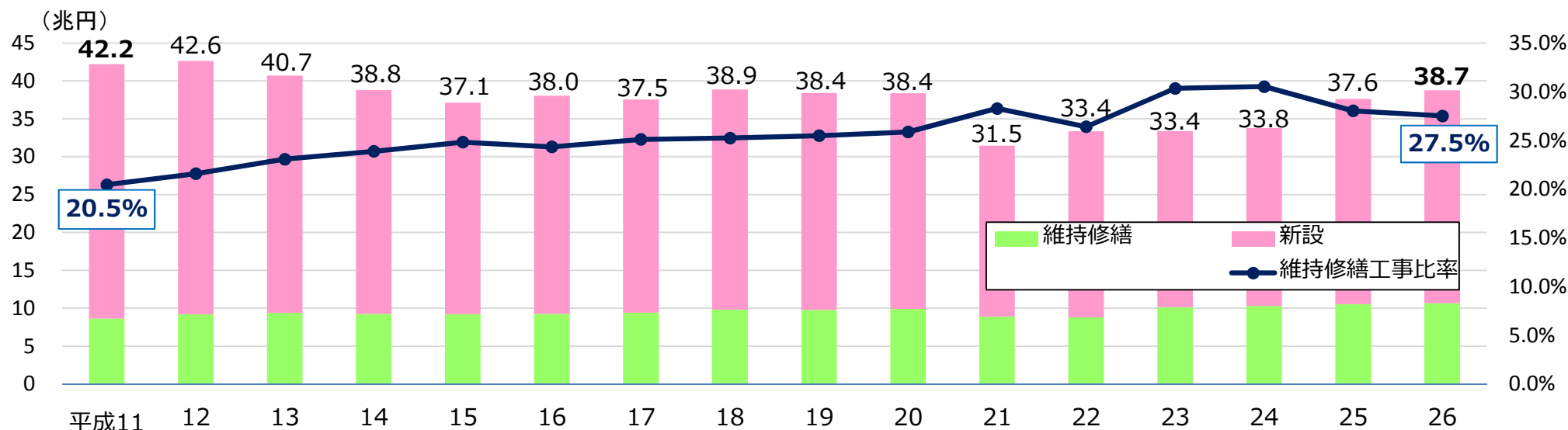
※ 数値は、建設業専業業者（総売上高のうち、建設工事完成工事高が80%以上を占める業者）のもの

出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」 6

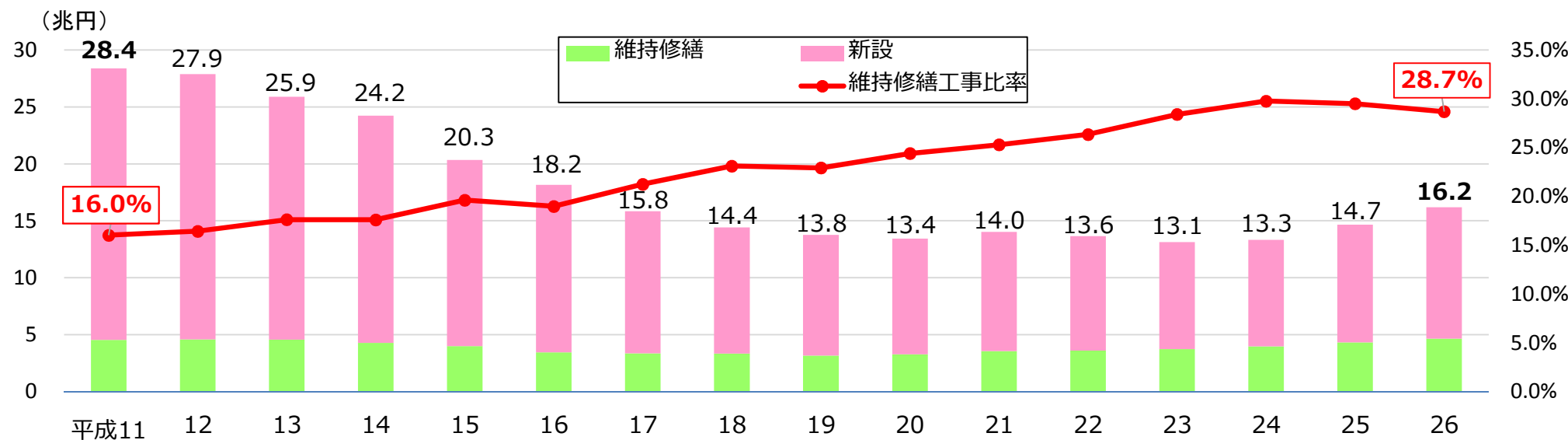
元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合(民間・公共)

- 民間部門ではここ15年ほど、維持修繕工事の割合は増加基調。
- 一方、公共部門では新設工事の急減に伴い、維持修繕工事の割合が大幅に増加。

民間部門

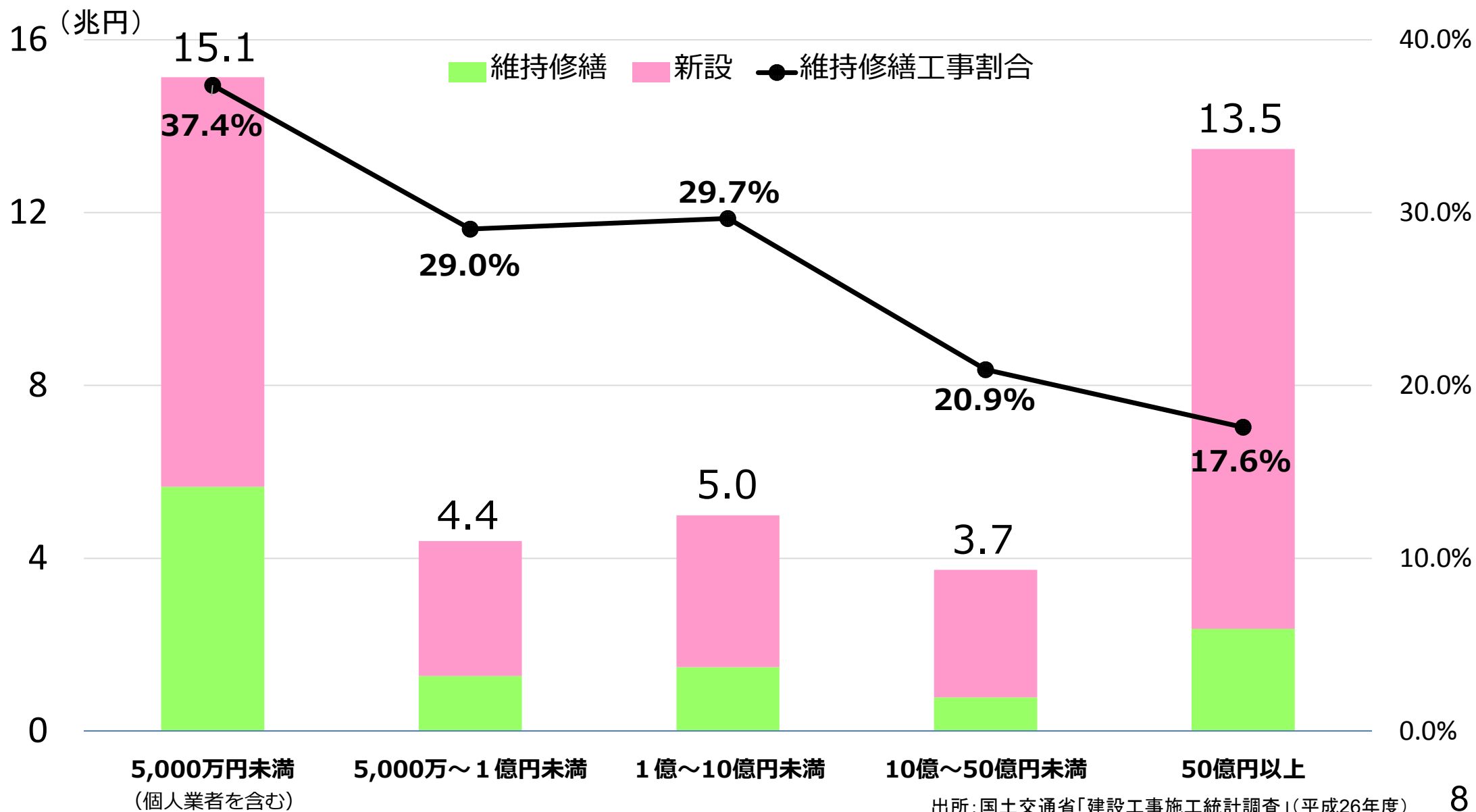


公共部門



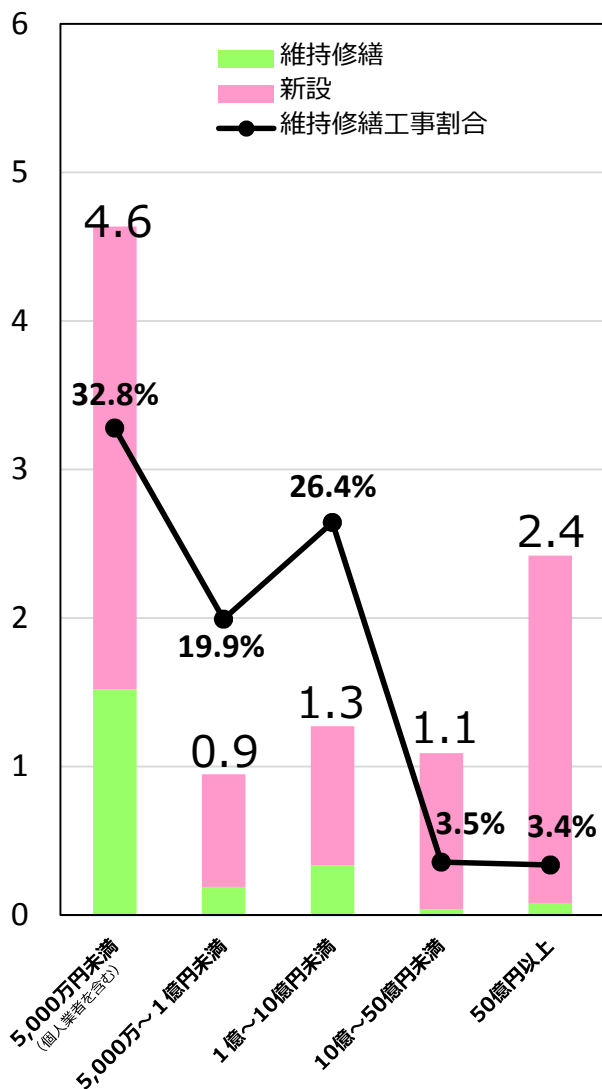
元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合(資本金階層別)

○ 概ね小規模な建設企業ほど、元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合が高い傾向。

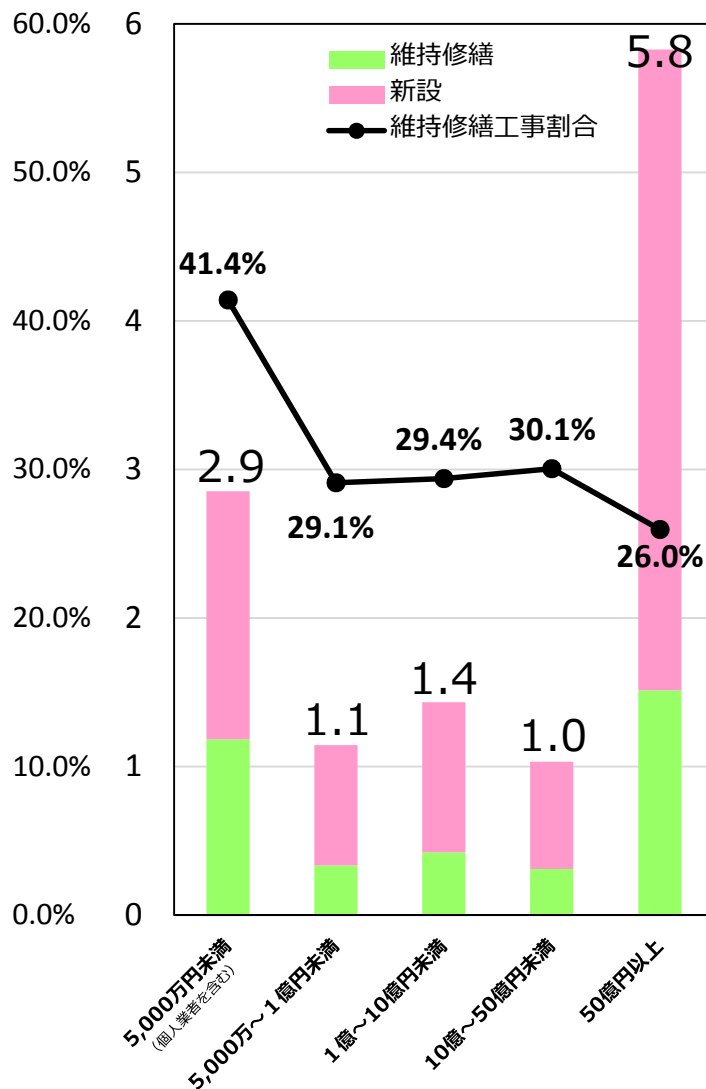


○ 民間建築、公共土木のいずれも、概ね小規模な建設企業ほど、元請完成工事高に占める維持修繕工事の割合が高い傾向。

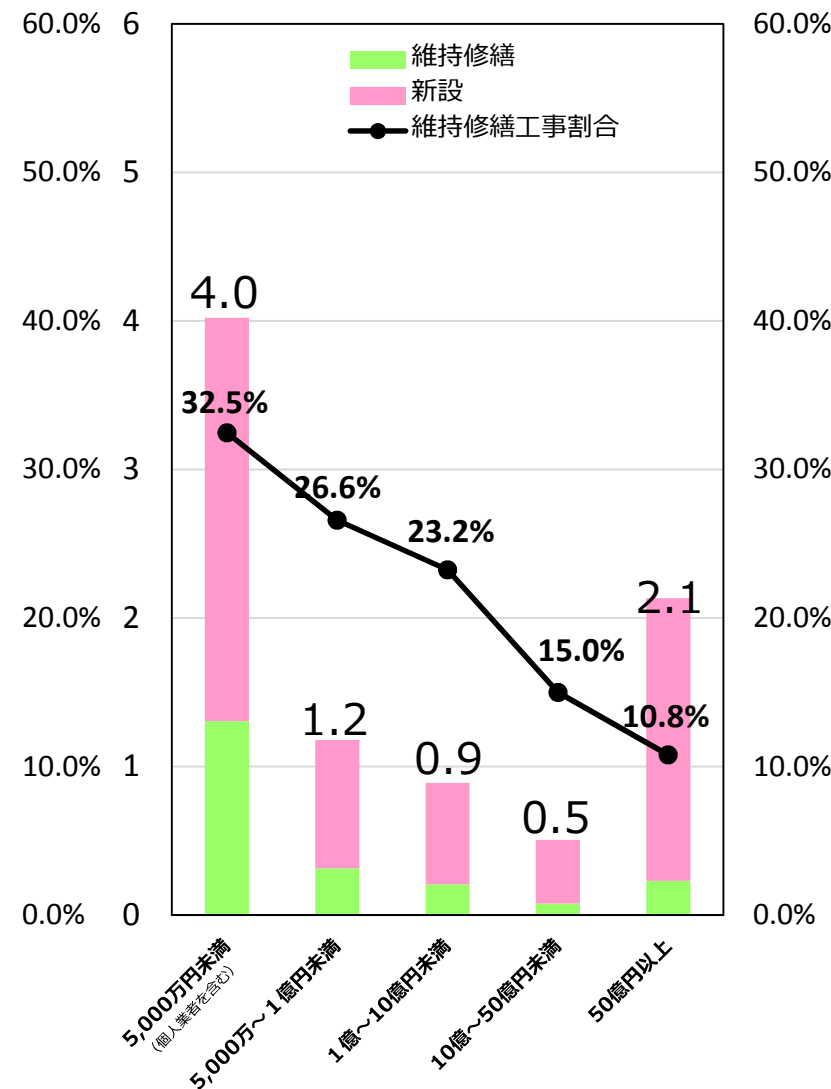
民間建築（住宅）



民間建築（非住宅）



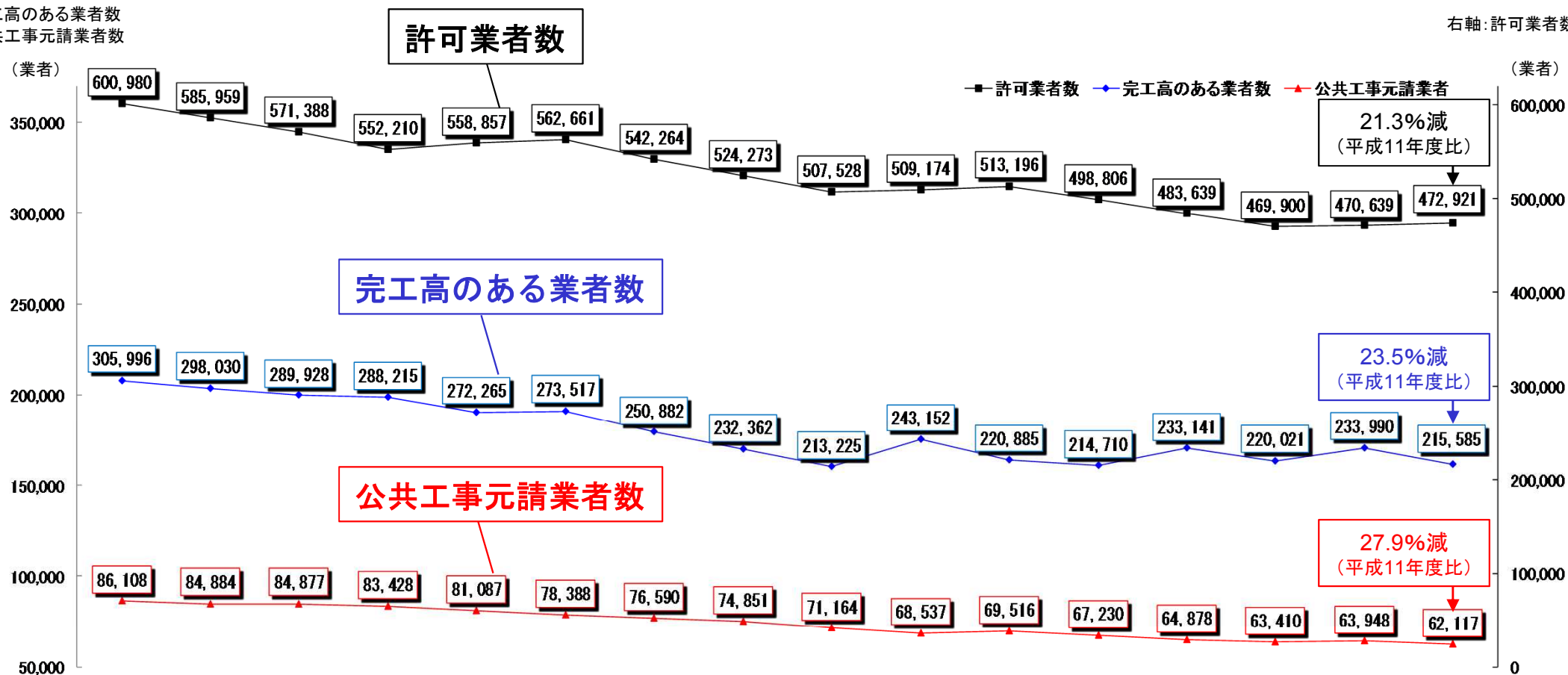
公共土木



施工実績のある建設業者数の推移

左軸：完工高のある業者数
公共工事元請業者数

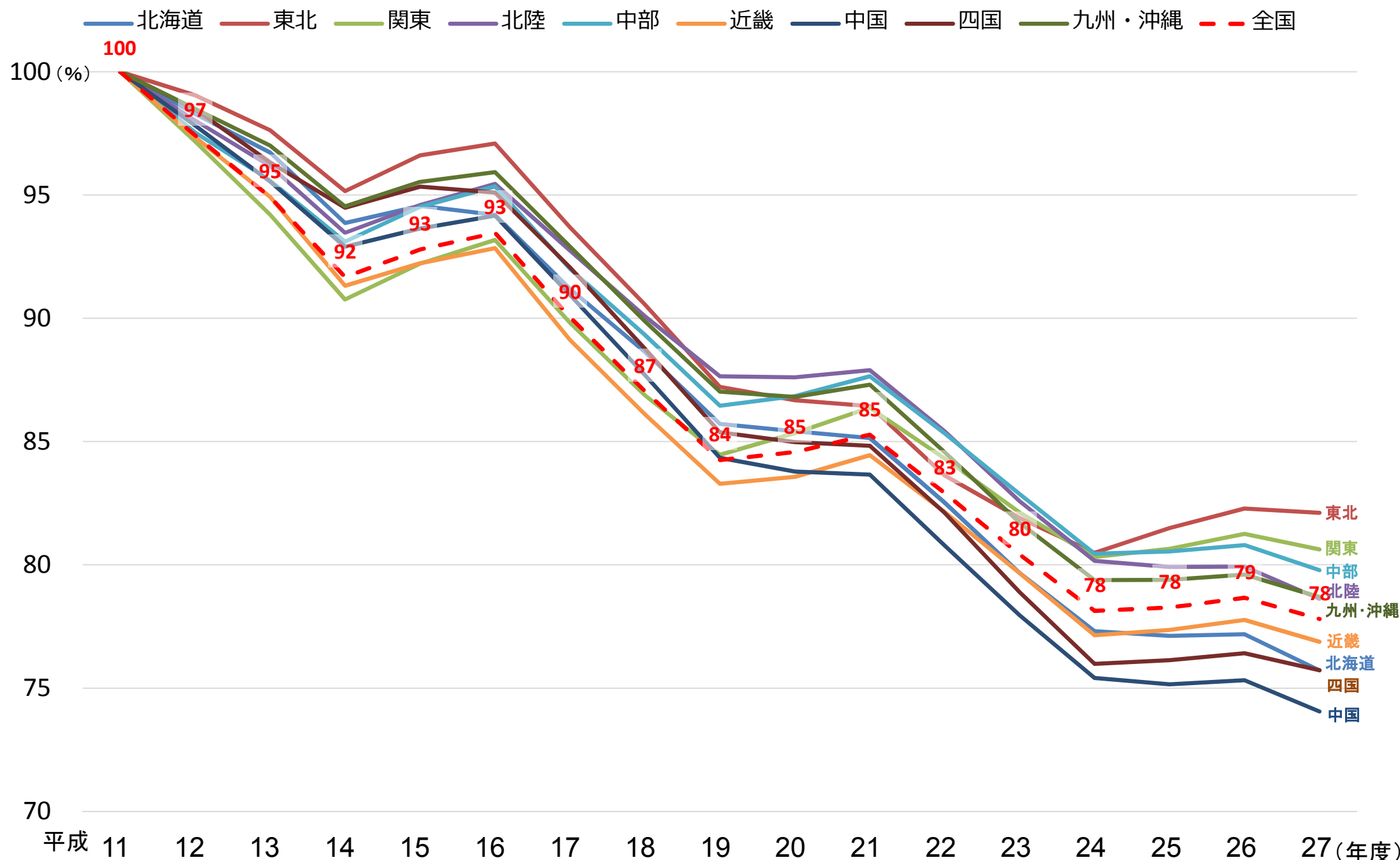
右軸：許可業者数



	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
許可業者数	600,980	585,959	571,388	552,210	558,857	562,661	542,264	524,273	507,528	509,174	513,196	498,806	483,639	469,900	470,639	472,921
完工高のある業者数	305,996	298,030	289,928	288,215	272,265	273,517	250,882	232,362	213,225	243,152	220,885	214,710	233,141	220,021	233,990	215,585
公共工事元請業者数	86,108	84,884	84,877	83,428	81,087	78,388	76,590	74,851	71,164	68,537	69,516	67,230	64,878	63,410	63,948	62,117

出所：許可業者数：国土交通省「建設業許可業者数調査」
 完工高のある業者数：国土交通省「建設工事施工統計調査」
 公共工事元請業者数：北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)調べ

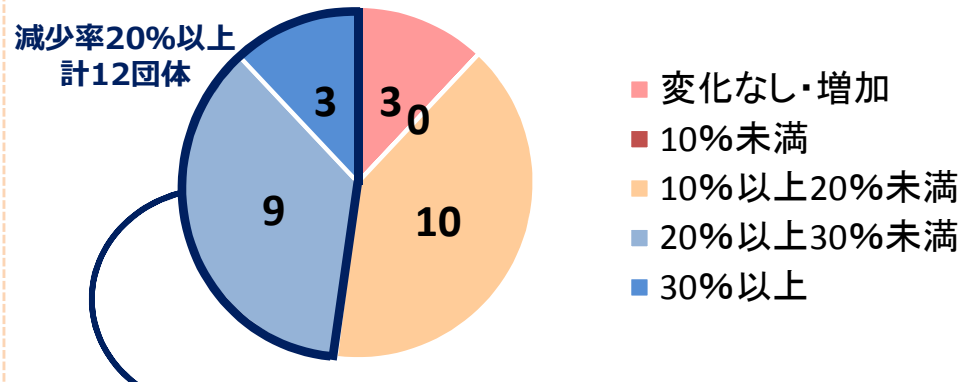
地域別の許可業者数の推移(平成12年度からの変化)



秋田県 976業者 → 788業者 (▲19%)

秋田市 179業者 → 152業者 (▲15%)

秋田県(25市町村)

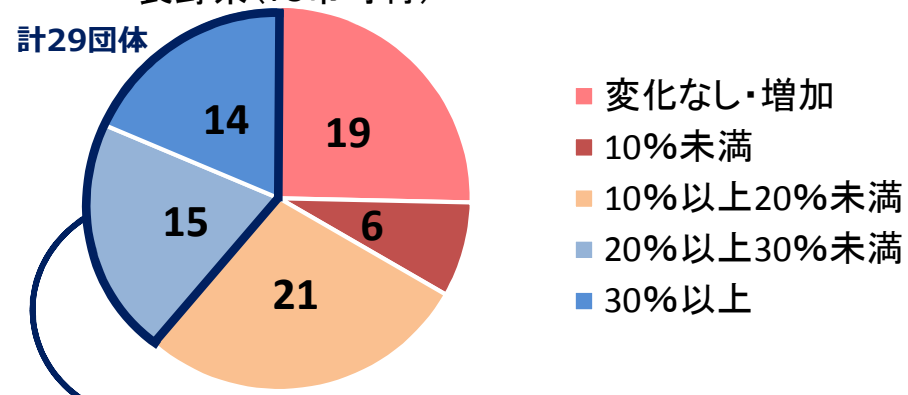


人口5千人未満	5千～1万人未満	1万～5万人未満	5万人以上
2団体	4団体	4団体	2団体

長野県 1,957業者 → 1,646業者 (▲16%)

長野市 258業者 → 227業者 (▲12%)

長野県(75市町村)

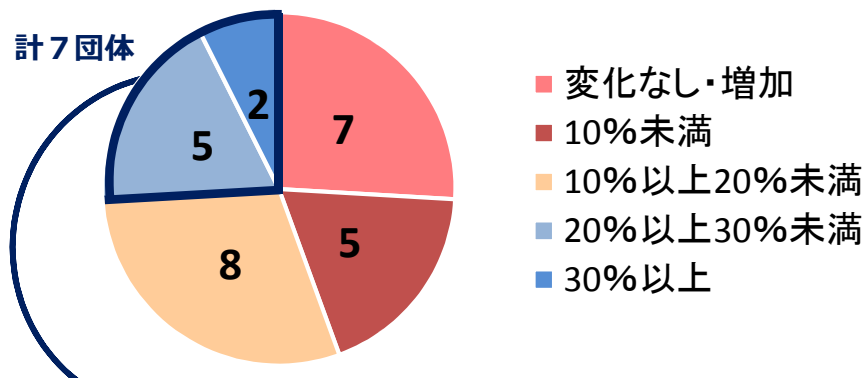


千人未満	千～5千人未満	5千～1万人未満	1万～5万人未満	5万人以上
2団体	10団体	5団体	7団体	5団体

岡山県 1,777者 → 1,585業者 (▲11%)

岡山市 560業者 → 487業者 (▲13%)

岡山県(27市町村)

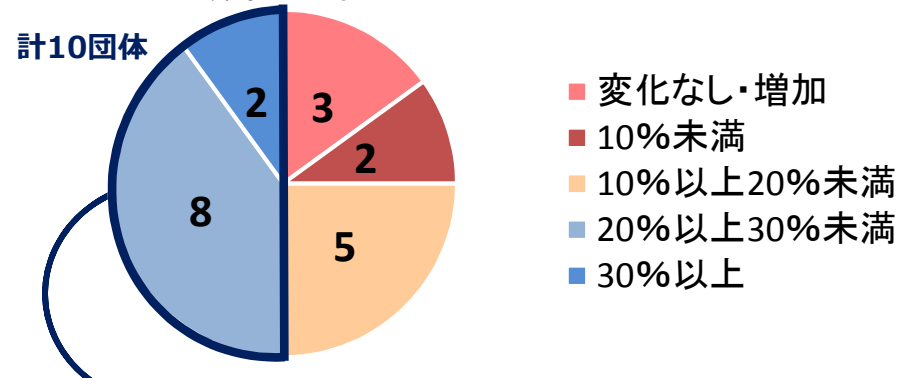


1万人未満	1万～3万人未満	3万～5万人未満	5万人以上
2団体	3団体	1団体	1団体

愛媛県 1,479業者 → 1,172業者 (▲21%)

松山市 310業者 → 257業者 (▲17%)

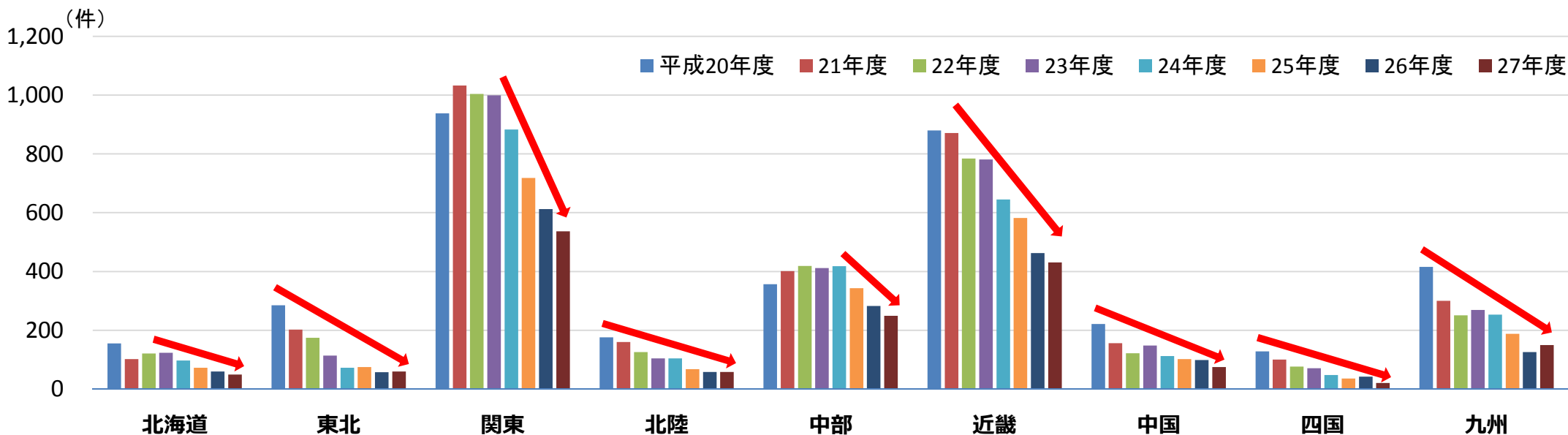
愛媛県(20市町村)



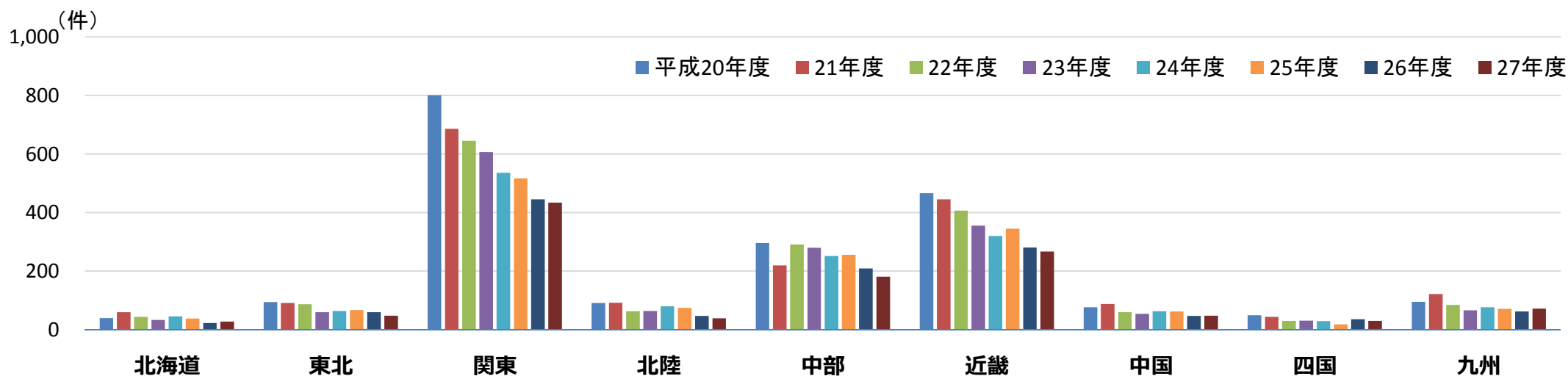
1万人未満	1万～5万人未満	5万～10万人未満	10万人以上
1団体	5団体	2団体	2団体

○ 建設企業の倒産については、全国的に減少傾向（製造業も同様）。

■ 建設業の倒産件数の推移

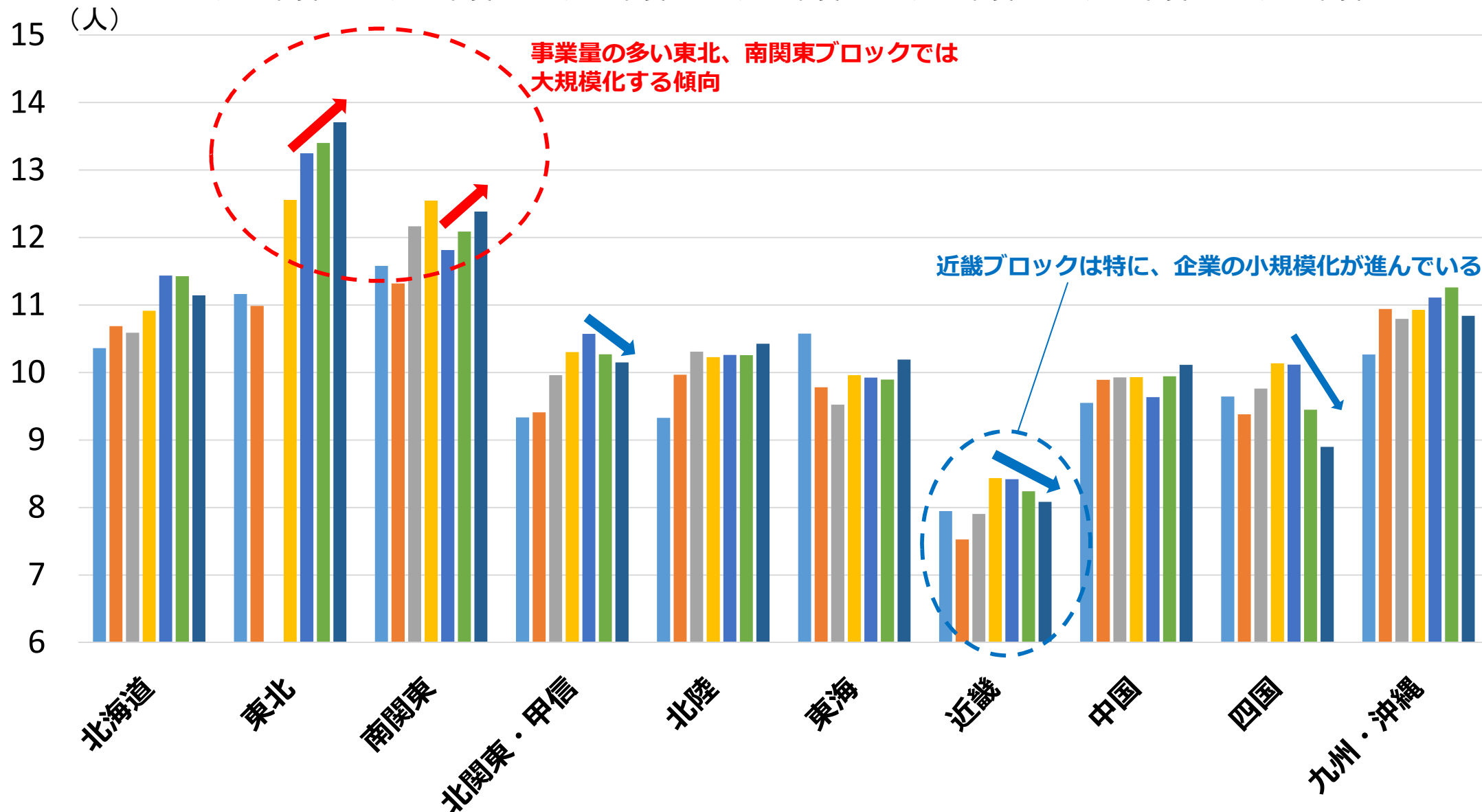


■ 製造業の倒産件数の推移

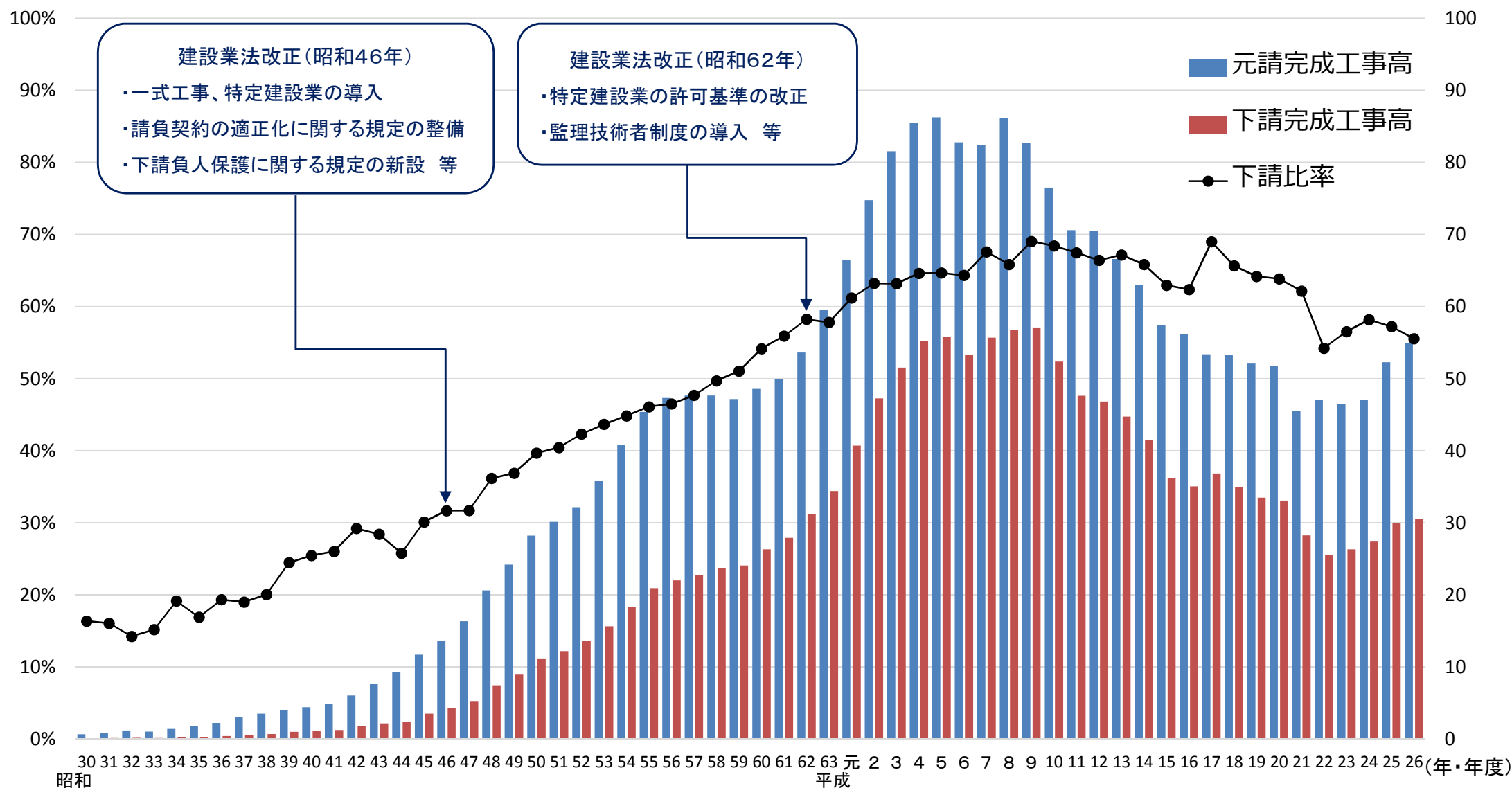


地域別の一企業当たりの就業者数の推移

■平成21年度 ■平成22年度 ■平成23年度 ■平成24年度 ■平成25年度 ■平成26年度 ■平成27年度



○ 下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は、下請構造の重層化に伴って上昇傾向にあったが、近年では60%前後で推移。



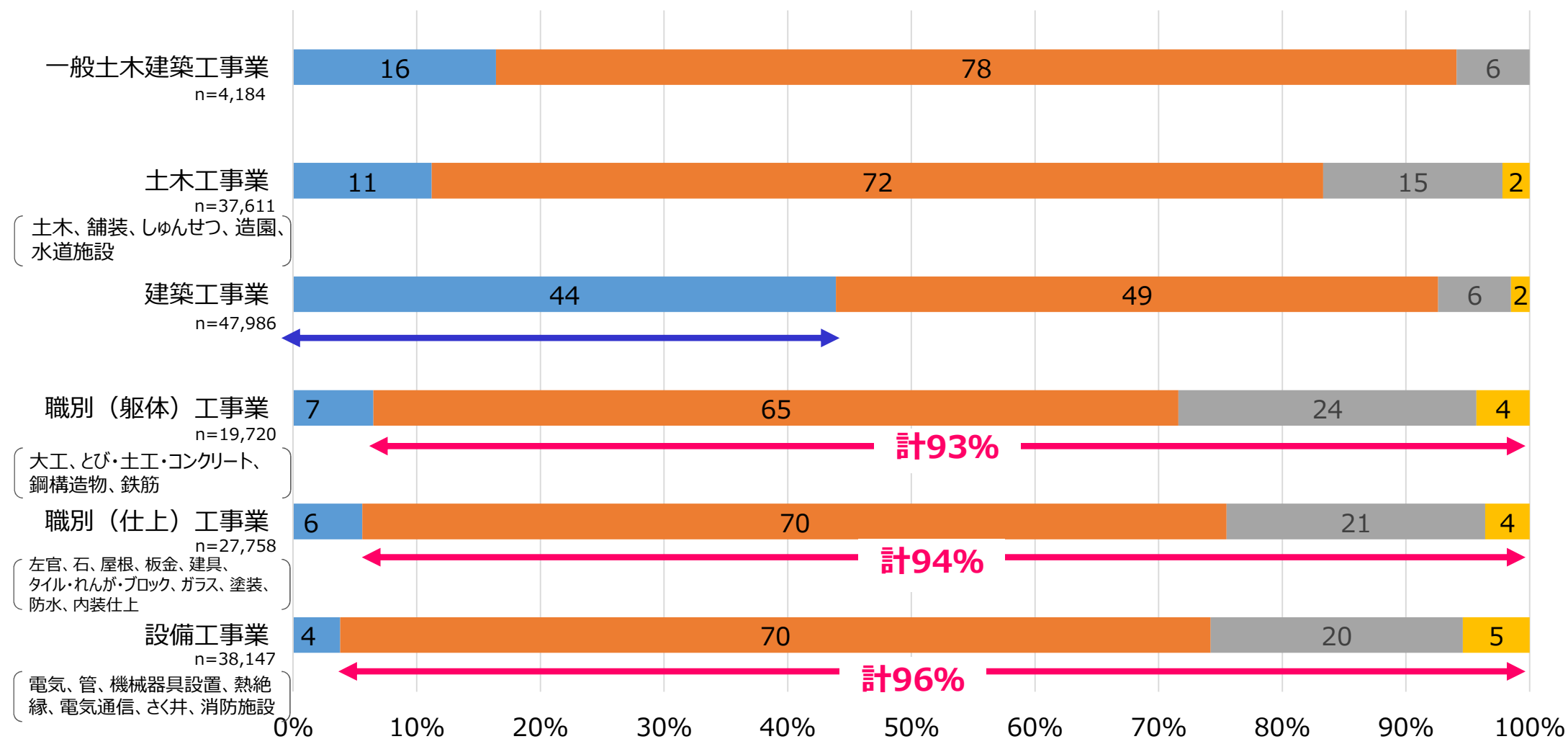
※ 昭和30年～昭和49年までは暦年調査、昭和50年以降は年度調査

出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」

業種別・下請次数別の建設企業の割合

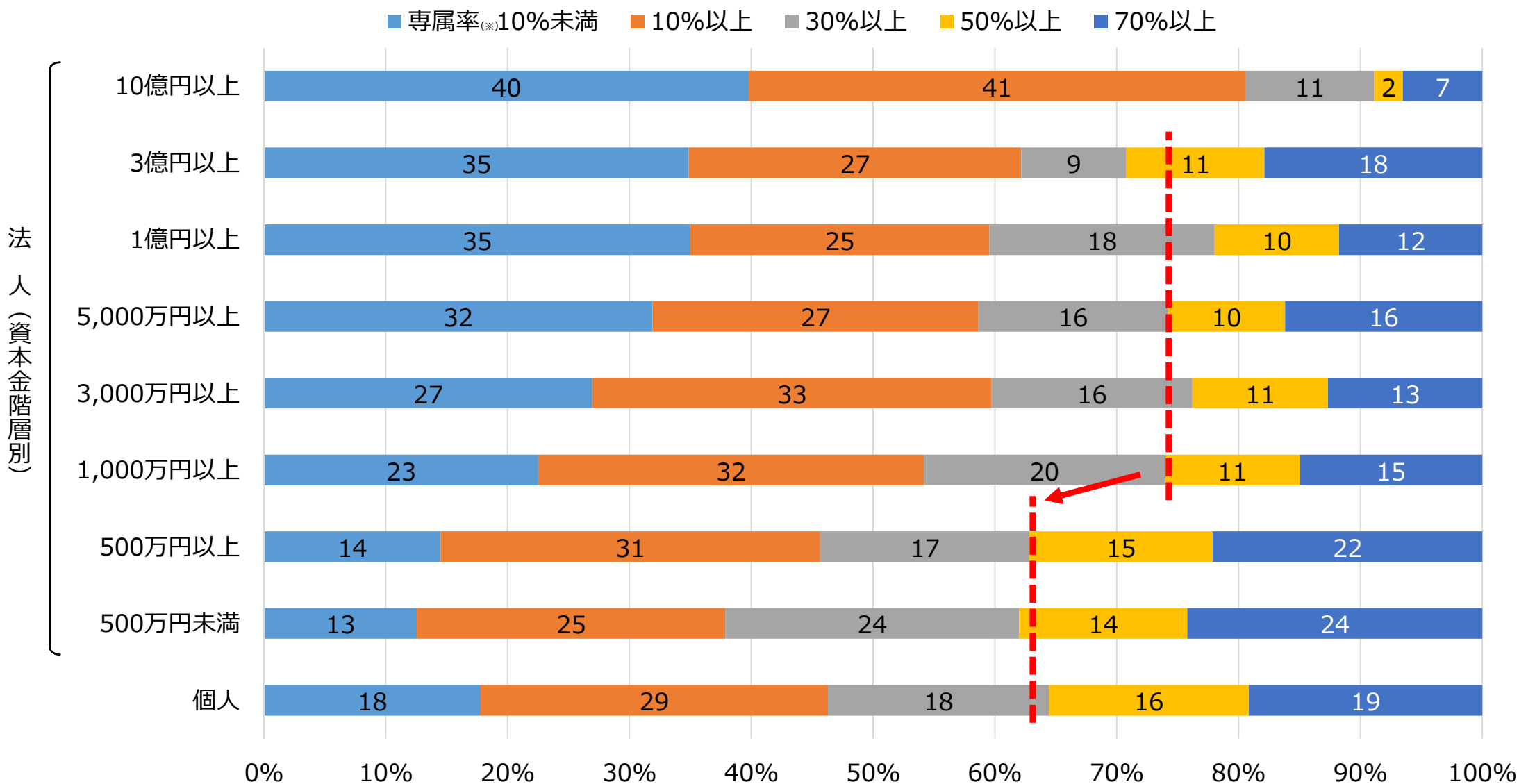
○ 建築工事業では元請企業の割合が高く、職別工事業・設備工事業では下請企業の割合が高い。

■ 元請 ■ 1次下請 ■ 2次下請 ■ 3次以下下請



最大取引先専属率別の企業の割合(資本金階層別)

○ 資本金1,000万円未満の階層では、最大取引先との取引を志向する傾向が比較的強い。



※ 専属率とは、最も取引高の高い建設業者1社から請け負った下請完成工事高の占める割合

出所: 国土交通省「建設業構造実態調査」(平成26年度)

建設企業の営業範囲の動向(下請比率別)

○ 下請比率と下請次数が増えるほど、建設企業の営業範囲は広域化する傾向。

■ 1都道府県 ■ 2~3都道府県 ■ 4~9都道府県 ■ 10~都道府県

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

下請なし

88

9

3

1

下請比率50%未満

86

11

2

1

下請比率50%以上

68

23

7

2

1次下請

71

21

6

2

2次下請

59

30

9

3

3次以下下請

58

29

11

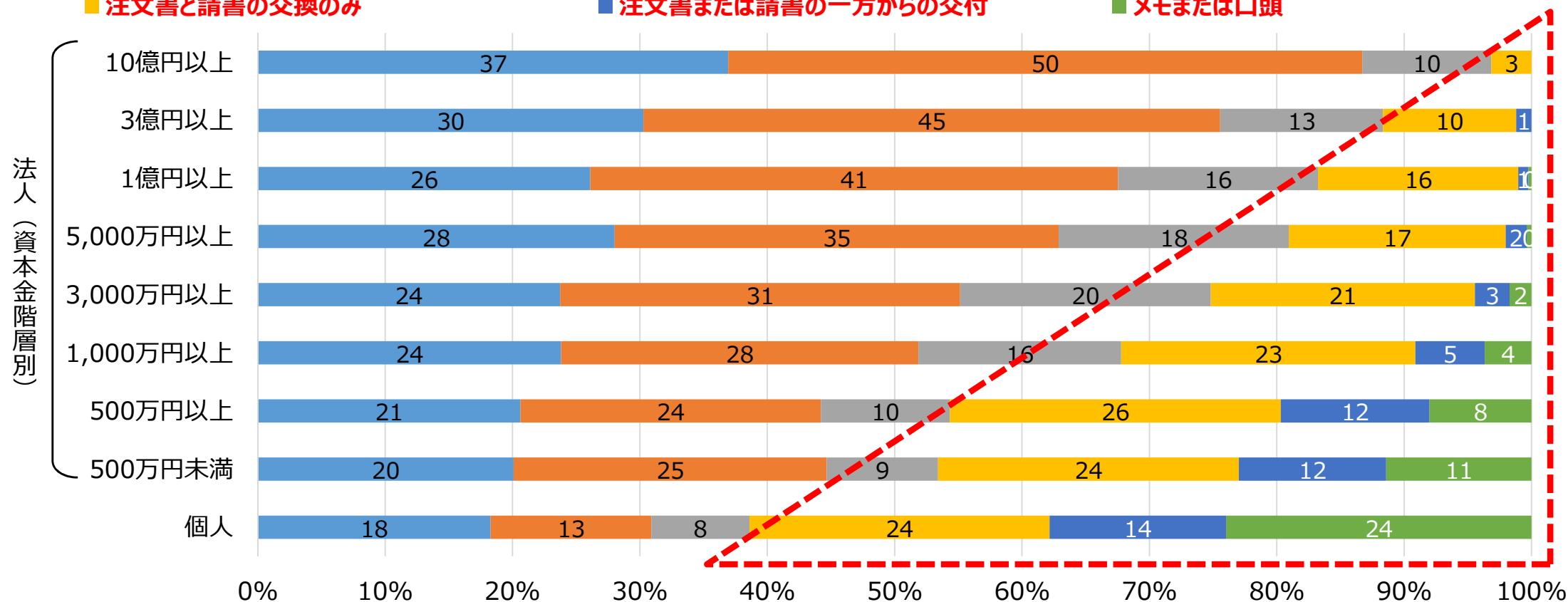
3

下請比率50%以上の
下請次数別内訳

下請工事での契約締結方法別の企業の割合(資本金階層別)

○ 小規模な企業ほど、下請契約において不適正な方法を用いる傾向が強い。

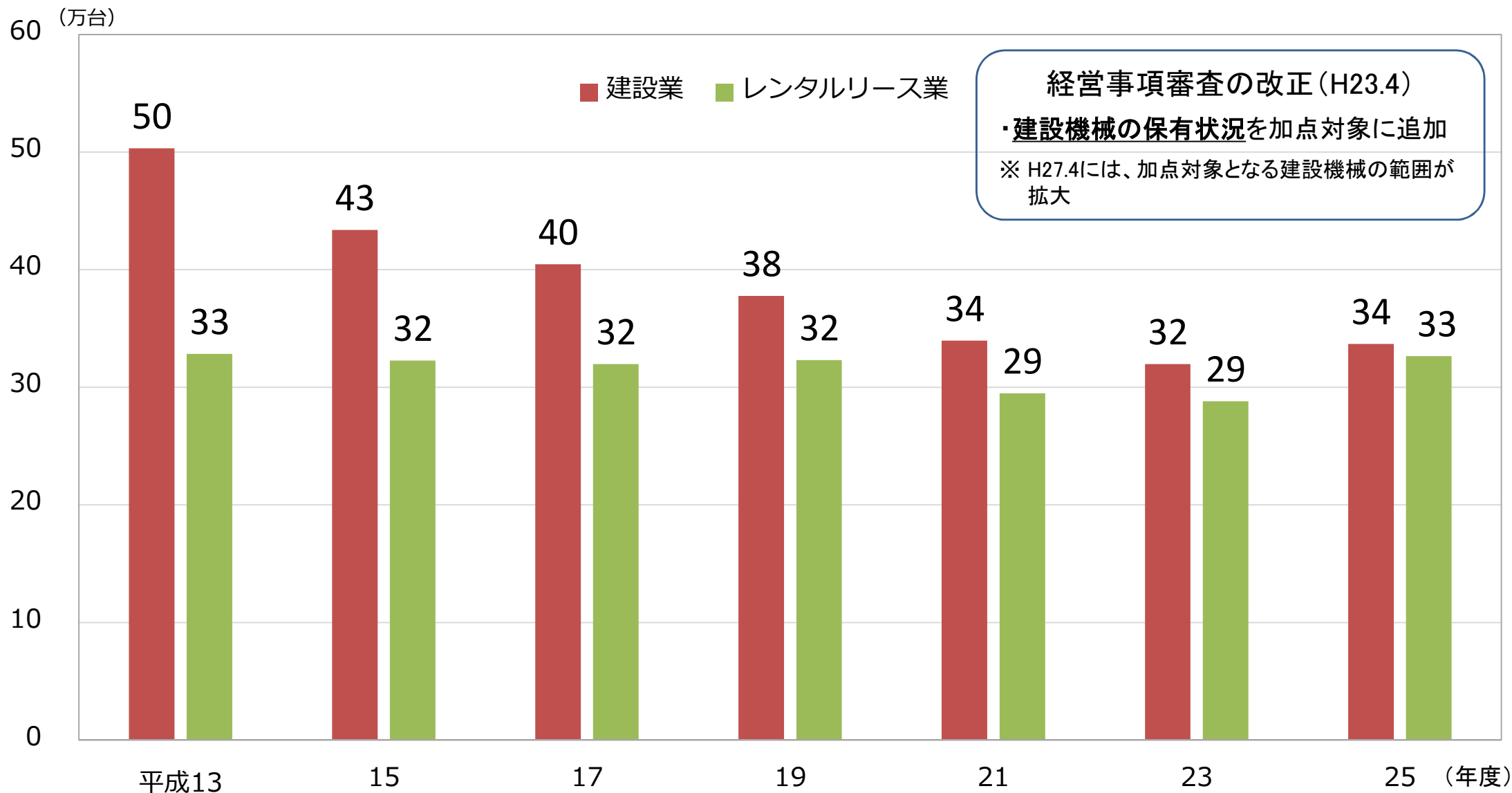
■ 工事ごとの契約書
■ 注文書と請書の交換のみ
■ 基本契約書があり注文書と請書を交換
■ 注文書または請書の方からの交付
■ 基本契約約款添付の注文書と請書を交換
■ メモまたは口頭



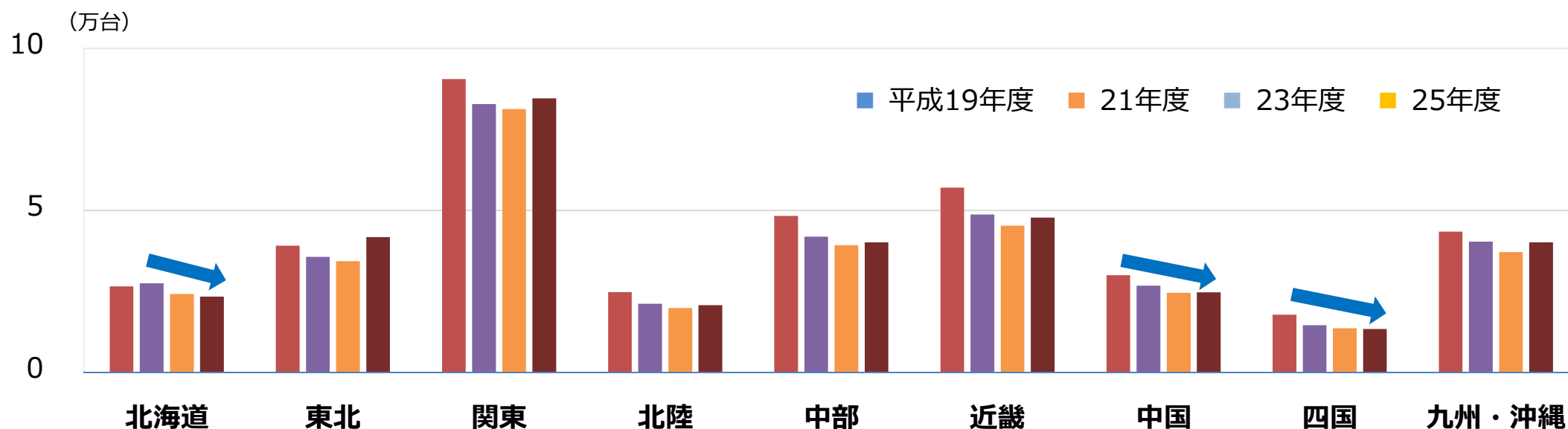
建設業法では、建設工事の請負契約の当事者は、同法に定めのある事項を契約書に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされており(第19条)、注文書及び請書の形態による請負契約の締結についても、

- ・当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ・基本契約約款を添付した注文書及び請書の交換による場合
- にのみ、同法の規定に違反しないものとされている(平成12年通達)。

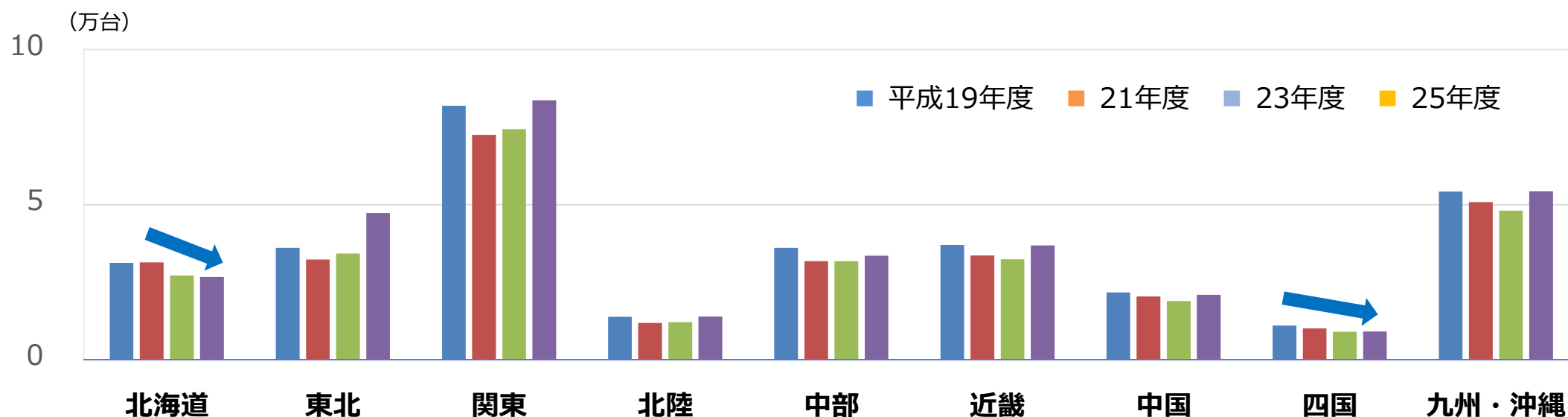
- 建設企業の機械保有台数は長らく減少を続けていたが、近年では増加の動き。



■ 建設企業の機械保有台数の推移

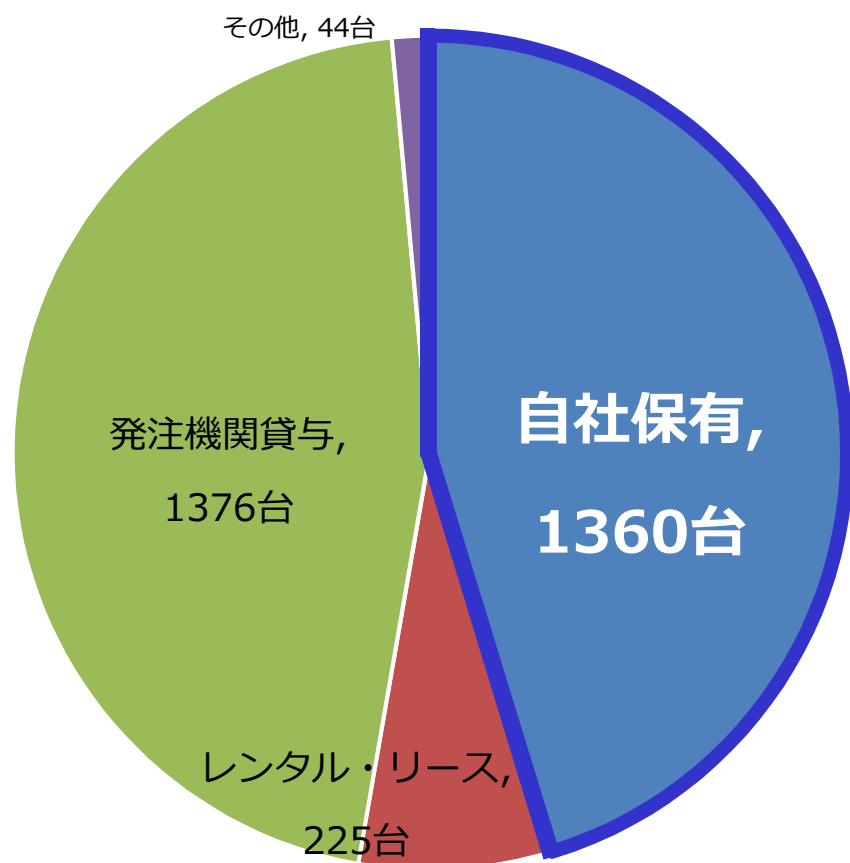


■ 建設機械リース企業の機械保有台数の推移



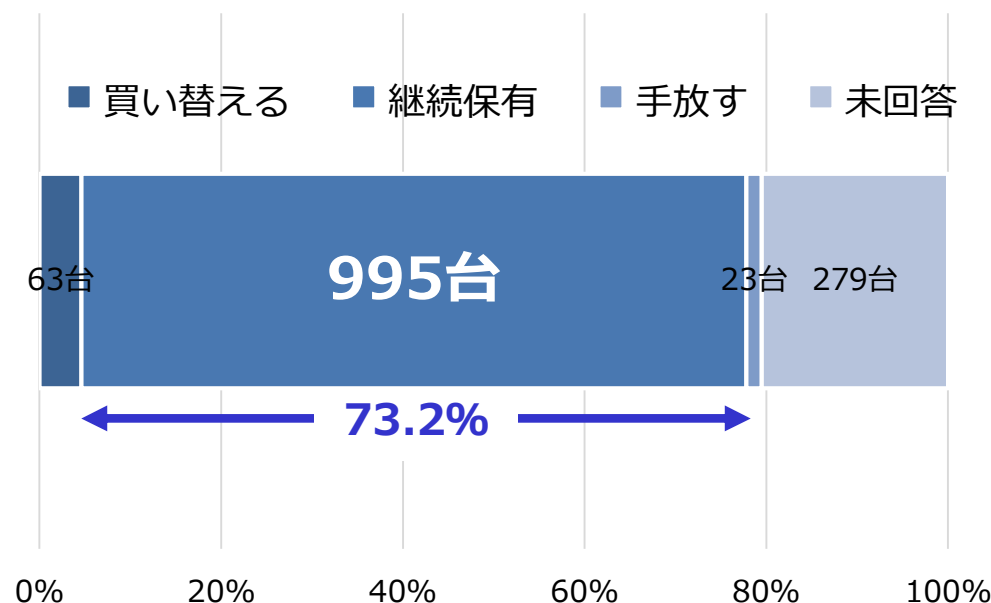
- 除雪機械のうち、建設企業が保有している台数は全体の約45%。
- このうち、一部の機械には買替えや手放す動きがあるが、7割以上は引き続き保有される見込み。

除雪機械の保有形態（台数ベース）



自社保有する除雪機械への対応

（今後3年間程度）



※ 豪雪地帯対策特別措置法に豪雪地帯、特別豪雪地帯として区域の全部又は一部が指定されている24都道府県の建設業協会に所属する建設企業の一部（計434社）が対象

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均

 全 国 (18,078円) 平成28年2月比; **+3.4%** (平成24年度比; **+39.3%**)
被災三県 (19,814円) 平成28年2月比; **+3.3%** (平成24年度比; **+55.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27	H28 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9% (+34.7%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8% (+50.3%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

- 職人技能の継承を行うには、職人不足の現状に加え、教える側と教えられる側の世代間ギャップが歴然と存在するため、教える側を教える追加的コスト負担が必要。一方、中小零細企業の多い専門工事業者では、個社でコストを負担することが困難。
- この点、育成塾は、個社で負担が困難なコストを社会的コストとして一定負担し、専門技能のスキルアップはもとより、
 ①同志意識の醸成(“同じ釜の飯”)②キャリアアップ・ライフプランの見える化等にも寄与し、若年層の入職促進・離職防止策として高い効果が期待される。
- 既存の教育訓練施設だけでは、職人などの各地方の建設産業の担い手育成のキャパシティが不足。
 また、既存施設のメニューは、主に躯体系の職種が中心。
- 今後は、閑散期における別用途での活用を通じ、ひとづくり・地域経済活性化(地方創生)につながる取組にも期待。

三田建設技能研修センター
(兵庫)
(躯体系、車両資格取得)

富士教育訓練センター(静岡)
(土木、躯体等全般)

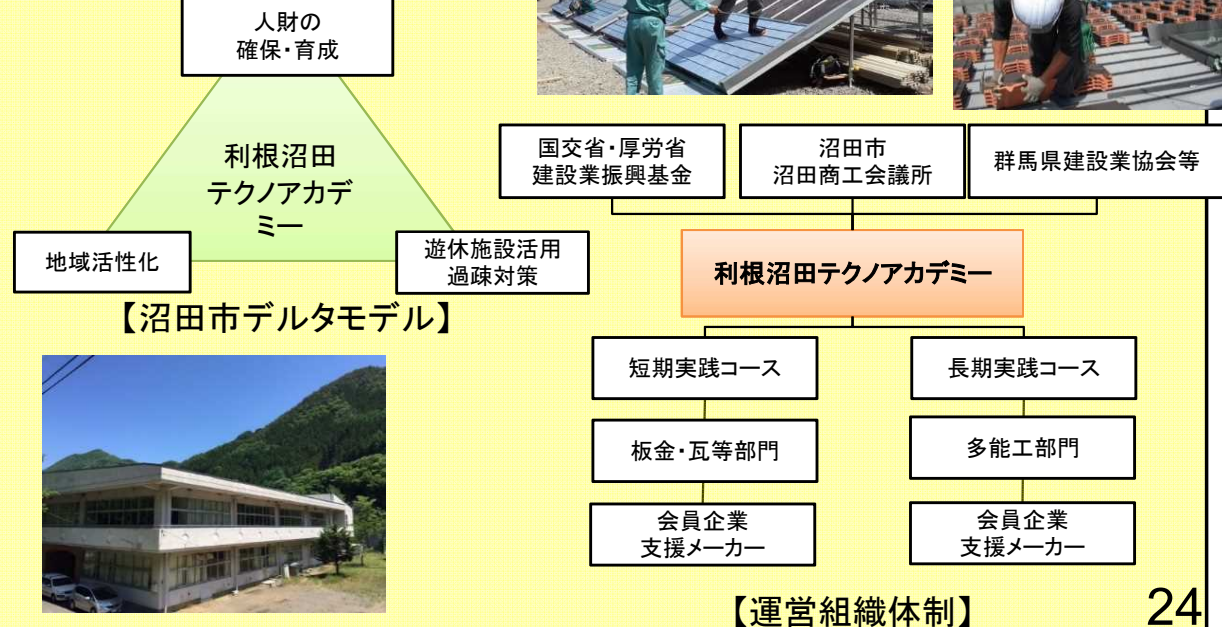
職人育成塾(香川) (内装系)

- ・H28.10.3開校
- ・内装、ボード、タイル、左官等内装系企業有志による社団法人を立ち上げ
- ・廃校の利用について市の承認済、四国ポリテクセンターとの連携
- ・「かがわ技能フェスティバル」の参加による成果の発表・確認機会の確保



利根沼田テクノアカデミー(群馬) (板金、瓦等)

- ・H28.4.4開校(3ヶ月訓練)。瓦コース8名、板金コース、19名計27名(うち10名外国人)
- ・多能工育成、商品開発研修等新たな取組に着手
- ・廃校の利用、食事、入浴施設等について市の全面協力(地域の活性化を期待)
- ・愛知県の企業が加わる等、広域連携の動き
- ・地域活性化をにらんだ「沼田市デルタモデル」を提唱、各自治体への波及を期待



- 公物管理事務の共同処理において、道路や河川等に関する新設・大規模補修工事の共同発注している事例は見られない。
- 一方、道路除雪や橋梁点検、軽微な補修工事といった維持管理業務を共同発注している事例は僅かに存在(ただし、本来の公物管理に関する責任そのものは、従前の管理者に残存)。

※各団体からのヒアリング結果を基に作成

事業名	共同処理の類型	業務の範囲	発注者	管理責任の所在	導入背景
県道除雪・維持管理業務委託	連携協約 (A県、B町、C町、D町)	各町の管内にある県道	各町 (B町、C町、D町)	県道の除雪・維持管理責任は各町に移るが、 県道の公物管理責任はA県に残存	町内業者の受注機会の確保のため (各町の裁量による地域要件の設定等)
町道除雪業務委託	事務の委託 ※県域を越えてD村がE市に委託	D村道・E市道	E市	D村道の除雪責任はE市に移るが、 村道の公物管理責任はD村に残存	地理的条件を踏まえ、除雪作業を効率化するため
道路橋梁定期点検業務委託	広域連合	構成団体中5市町村の管理する橋梁(129橋)	F広域連合	各市町村橋梁の点検責任は広域連合に移るが、 橋梁の公物管理責任は各市町村に残存	点検の実施体制が脆弱な団体の体制補完のため

※ このほか、一部事務組合である**G土木技術センター組合**(長野県の計13町村)では、技術職員の少ない町村の事務効率化・体制補完を図るため、構成団体の管理する公物のうち、**道路や河川等に関する測量設計や積算、工事監督**とともに、**橋梁の点検を自ら実施**。